第十九条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、「第三項及び」の下に「第四項並びに」を、「期限後申告書を含む」の下に「。次項第二号において同じ」を加え、「とする」を「と、同条第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」とする」に改め、同条第二項中「決定等」の下に「と、「期限後申告書又は第二号」とあるのは「第二号」と、「更正又は決定が」とあるのは「更正が」を加え、「同条第三項第一号」を「同条第二項中「又は第七項の規定」とあるのは「の規定」と、「、前項」とあるのは「、同項」と、同条第三項第一号」に、「同条第五項」を「同条第四項中「若しくは第七項の規定の適用がある場合又は期限後申告書若しくは第一項第二号」とあるのは「の規定の適用がある場合又は同項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、「期限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは「修正申告書」と、「期限後申告書又は同号」とあるのは「同号」と、同条第六項」に改め、同条第三項中「又は同条第五項若しくは第六項」を「若しくは同条第七項」に、「又は同条第五項の規定」を「の規定」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」に、「同条第一項各号」を「同項各号」に、「とする」を「と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項又は第二項」と、「期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は」とあるのは「修正申告書の提出又は」と、「決定又は納税の告知（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付とあるのは「決定」と、「、更正若しくは決定又は告知若しくは納付」とあるのは「又は更正若しくは決定」と、「課され、又は徴収された」とあるのは「課された」とする」に改める。

（地価税法の一部改正）

第百五十五条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項（過少申告加算税）」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「地価税法第二十七条第一項又は第二項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「地価税法第二十五条第一項（申告）の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書」とする」に改める。

（地価税法の一部改正に伴う経過措置）

第百五十六条　前条の規定による改正後の地価税法（以下この条において「新地価税法」という。）第三十一条第二項の規定は、平成二十九年一月一日以後に新地価税法第二十七条に規定する修正申告書の提出期限が到来する地価税について適用する。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十七条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五十五条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」に、「平成二十七年新租税特別措置法」を「平成二十八年新租税特別措置法」に、「平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の六第七項」に、「平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の十第五項」を「平成二十八年新租税特別措置法第四十二条の九第四項」に、「平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十七年新租税特別措置法」を「平成二十八年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十八年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十八年新租税特別措置法」に改める。

附則第七十二条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」に、「平成二十七年新租税特別措置法」を「平成二十八年新租税特別措置法」に、「平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十一第七項」に、「平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十四第五項」を「平成二十八年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」に、「平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十五第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成二十七年新租税特別措置法」を「平成二十八年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成二十八年新租税特別措置法」に改め、同表第十四項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十八条　前条の規定による改正後の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項に規定する加算した金額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度における前条の規定による改正前の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項に規定する加算した金額については、なお従前の例による。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十九条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」に改め、同表第五項の項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削る。

附則第三十三条第一項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」に改め、同表第五項の項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同表第十二項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六十条　前条の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第十二項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十九年四月一日以後に開始する連結事業年度における同条第五項に規定する加算した金額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度における前条の規定による改正前の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額については、なお従前の例による。